

情報発表

(3級 非警戒(空))

11/18 10時 広報班

暫定版

N1.5A班 ← フレッシュルーム

プラント状況(本店レク) 議事メモ

取扱注意 公開不可

日時：平成23年11月1日(火) 11:00～11:15

場所：東京電力本館3階大会議室

先方：記者約15名(カメラ4台)

当方：原子力・立地本部

原子力設備管理部

広報部

配布資料：

- 配付資料なし

よりプラント状況、配付資料に関して説明。

質疑：

Q. 2号機の窒素封入を $21\text{m}^3/\text{h}$ に増やしてから水素濃度の値が横ばいになっているが、今後の見通しは。

A. 明確な見通しがあるわけではない。格納容器内の局所的に高い部分から吸い出している、あるいは水素爆発時に発生した水素が配管類に溜まっておりそれを吸い出しているものと推定しており、さらに時間が経過することで水素濃度が減少すると思うが、引き続き経過観察したいと考えている。

Q. 本日、窒素封入量を増やす予定はあるのか。

A. 現時点では水素濃度も落ち着いているので、窒素封入量増やす予定はない。

Q. 蒸発濃縮装置を本日稼働しているが、装置の処理能力は。またこれまでRO装置により淡水化処理を実施してきている中で本日稼働させた理由は。

A. 東芝製の蒸発濃縮装置3A、3B、3Cの3台あり、処理能力は3台ともに $250\text{m}^3/\text{h}$ である。なお、本日は3B、3Cの2台が稼働している。

現在、RO装置により淡水化処理を実施しているが、濃縮塩水が溜まってきており蒸発濃縮装置により濃い塩水と淡水に分離することで更に減容できるので、タンク容量確保が可能となる。

Q. 現時点での濃縮塩水はどの程度溜まっているのか。またタンク容量は。

A. 10月25日時点で、タンク貯蔵容量は $85,600\text{m}^3$ であり、そのうち $72,263\text{m}^3$ 溜まっている。タンク容量としては約 $13,000\text{m}^3$ の余裕分がある状況である。貯蔵容量の上限に近づいているため、蒸発濃縮装置を稼働することで余裕分を確保したいと考えている。なお、タンクについては年末までに約14万 m^3 まで増設予定。

Q. 蒸発濃縮装置は今後しばらく稼働するのか。

A. 3A、3B、3Cのどの装置を使うのかについて明確に決まったものはないが、しばらく運転する予定。

Q. 蒸発濃縮装置と RO 装置を併用することで、濃縮塩水をタンクに貯蔵できなくなることはないのか。

A. 当面は問題ないと考えている。蒸発濃縮装置および RO 装置による淡水処理により淡水の量も増えることになるので、バランスを見ながら運用したいと考えている。

Q. 今後、サリーを単独運転する見込みは。

A. 基本的にはキュリオンとサリーの併用運転する予定。2, 3号機のタービン建屋のたまり水の水位は O.P3,000mm に維持していることが前提で水処理装置の運用を考えているが、現在キュリオンはプロセス主建屋のたまり水を処理しており、サリーについては高温焼却炉建屋のたまり水を処理しているが、たまり水の移送先を切り替えつつ、両建屋の水位を見ながら運用していきたい。

Q. 当面はサリーの単独運転ではなく、キュリオンとサリーの両者を併用運転するのか。

A. 現時点は両者併用運転を考えているが、タービン建屋の水位に応じて今後は切り替える予定。

Q. 現時点で、冷温停止の年内目標達成の目途は。

A. 今のところ、年内の冷温停止およびステップ 2 の完了については、特段困難となる課題はないと考えており、年内達成できると考えている。

Q. 冷温停止の達成した際に国内外に示すデータは、これまで示してきたデータに新たに加えるものがあるのか。

A. 原子炉圧力容器の温度および原子炉建屋から放射性物質がどれだけ放出され、追加的な被ばく線量が敷地境界でどのくらいかといった基本的なデータとなるが、先般原子力安全・保安院へ提出した施設計画に対する評価が必要と考えている。

Q. 本日からインフルエンザの接種が予定されているかと思うが、接種状況は。

A. 本日から接種を開始している。接種期間は、11月 1 日から 11月 30 日の 1 ヶ月間で協力企業の方は J ヴィレッジ、当社社員は福島第二で受ける。本日、何人接種するかについては、今のところ確認できていない。

Q. 何人が接種予定なのか。

A. 当社社員は、福島第一、安定化センター、J ヴィレッジの 1,900 人、協力企業の方の 3,000 人が接種できるだけのワクチンを準備している。

Q. 全員受ける必要があるのか。

A. 強制ではないが、1人がインフルエンザにかかると感染するリスクが高まるため、なるべく多くの方に受けていただきたい。

Q. 福島第一に係わる作業員の全員受けが可能なのか。

A. 現在福島第一原子力発電所で業務に当たつて方について、当社社員は、ほぼ毎日固定のメンバーであるが、協力企業の方は入れ替わっている。平日であれば、約 3,000 人、日曜は約 1,000 人を下回る状況であるが、ほぼ全員が接種できるのではないかと考えている。

以上

情報共有 (5枚 非管理地)

11/1 11:00

東京電力株式会社

NSA班よりレスポンス

原発

内閣官房

暫定版

プラント状況(本店レク)議事メモ

日時：平成23年11月1日（火）18:00～18:50

場所：東京電力本館3階大会議室

先方：記者約20名（カメラ3台）

当方：原子力・立地本部

原子力設備管理部

広報部

配布資料：

- 福島第一原子力発電所の状況
- 福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果について（第二百二十一報）
- 福島第一原子力発電所付近の海水からの放射性物質の検出について（第二百十四報）
- 福島第一原子力発電所取水口付近で採取した海水中に含まれる放射性物質の核種分析結果について（10月31日採取分）
- 福島第一原子力発電所タービン建屋付近のサブドレンからの放射性物質の検出について（10月31日採取分）
- 茨城県沖における海水中の放射性物質の核種分析の結果について（続報34）
- 集中廃棄物処理施設周辺 サブドレン水核種分析結果
- 福島第一原子力発電所構内における全面マスク着用の運用変更について
- 福島第一原子力発電所における核種分析結果の確報版について（10月1日～10月15日採取分）

よりプラント状況、配付資料に関して説明。

質疑：

Q. インフルエンザの予防接種に関して、11月中を期間としてワクチンを社員1900人分、協力企業員3000人分用意しているとのことだが、来月以降の予定は。

A. 必要に応じて、引き続きワクチンを準備していきたい。

Q. 予防接種自体は、年末まで続けるということか。

A. 今月中の接種予定であるが、接種状況およびインフルエンザの流行状況に応じて接種期間に関しては検討したい。

Q. 全面マスク着用の運用変更に関して、警報は車内でも聞こえるのか。

A. 車内では警報が聞こえないため、免震重要棟・正門に着いた段階で即時に着用することになる。

Q. 全面マスクが省略可とされる免震重要棟と5／6号機サービス建屋に関して、放射性物質の濃度が特段低い印象はないのだが、省略可とした理由は。

A. 作業員の負担軽減が目的である。あくまで移動の場合の運用変更であって、作業の際は全面マスクの着用が必須である。免震重要棟、5／6号機への移動中の車内は濃度も低く、マスク着用を省略できると判断した。

Q. 大別すると、作業するかどうか今回の運用変更の基準になるのか。

A. その通り。

Q. 空気中の放射性物質濃度 $1 \times 10^{-4} \text{Bq/cm}^3$ という全面マスク着用基準は、すべての放射性物質をあわせての基準か。

A. 濃度限度に対する比例係数を足して 1 に到達しないという基準である。空気中の核種分析を実施しているが、現在 $1 \times 10^{-5} \text{Bq/cm}^3$ を下回っている状況であるので、足しても $1 \times 10^{-4} \text{Bq/cm}^3$ に到達しない。

Q. 比較しているのはヨウ素-131 だと思うが、セシウムとの比較とは異なるのか。

A. ヨウ素とセシウムでは濃度限度が若干異なる。ヨウ素は $1 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$ だが、セシウム-134 は $2 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$ 、セシウム-137 は $3 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3$ であり、ヨウ素が一番厳しい値である。

Q. $1 \times 10^{-4} \text{Bq/cm}^3$ の基準はヨウ素に関するものか。

A. その通り。

Q. 運用基準としては、炉規法に基づくすべての放射性物質が 10 分の 1 以下であるということか。

A. 炉規法での濃度限度は、その濃度でたとえ吸い込んでも線量限度に到達しないレベルである。念のため、その 10 分の 1 を運用基準とした。

Q. セシウム-134 もセシウム-137 も運用基準を下回っているか。

A. その通り。

Q. 全面マスクの省略ができる正門での警備員の監視業務は屋外業務か。

A. その通り。警備員のみが車内以外で全面マスクを省略できる。

Q. 正門での警備員の監視業務に関して、屋外にいるにも関わらず、警備員だけ全面マスクを省略できるのはなぜか。

A. 正門にはダストモニターがあり、速やかに状況が確認できるためである。作業現場ごとにダストモニターがないため、作業時には全面マスクを着用する必要がある。今後プラント状況が落ち着き、建屋からの放射性物質の放出や地面からの舞い上がり等が充分低いと判断できれば、屋外作業の全面的な省略もありうるが現時点では作業現場での省略は時期尚早だと考えている。

Q. 今回の運用変更是協力企業も対象なのか。

A. 協力企業も同様の対象となる。

Q. 運用変更に関して、作業員側の了解は得ているのか。

A. 11月8日から運用したいと考えているので、それまでに各協力企業に周知したい。

Q. 今日の発表後、周知するということか。

A. その通り。「全面マスク着用について省略可能」ということであって、省略しなければならないということではない。

Q. マスク自体を持ち運ぶのか、袋に入れるのか。

A. ポリ袋等に入れることになる。

Q. 手提げタイプの袋に入れて持ち運ぶのか。

A. 放射性廃棄物になるので、Jヴィレッジ等で準備した袋になるのではないか。

Q. 原子力安全・保安院にも全面マスクの運用変更に関する確認をとっているのか。

A. 運用に関して報告済みである。問題ないとことで了解を得ている。

Q. 本日時点で了解したということか。

A. その通り。

Q. 被ばく線量の上限引き下げに関連し、復旧作業に必要な作業員数の試算結果について公表しないのか。

A. 現在社内で復旧作業に必要な作業員数を見積もっている最中であるが、現時点では作業員が足りなくなる状況ではなく、公表する計画はない。

Q. 先日の会見で、作業環境の違いにより作業員に支払う人件費が異なるとの説明があったが、管理区域と管理区域外との作業では人件費が異なるのか。また同じ管理区域内の作業でも雰囲気線量の違いにより、人件費単価は異なるのか。

A. 管理区域の作業と管理区域外で作業単価は異なる。また管理区域内の作業でも放射線防護上の装備に応じ単価は異なることとなる。

Q. 作業員の被ばく線量に応じて支払う単価が異なるのか。

A. 被ばく線量の累積ではなく空間線量率に応じ1日あたりの単価を決めている。

Q. 8月4日のしんぶん赤旗で下請け企業の作業員に対し、東電が「危険手当」の支払いを検討しており、それについて日本共産党の渡辺議員が本店労務人事部に問い合わせをしたところ、「発注先の判断とは別に手当を考慮すべきとの考えもあり検討中である。支払い方法については定期的に支払う危険手当とするか、一時金とするかは検討中」との回答があったとの報道がされているが、事実関係および現在の検討状況の進捗は。

A. 報道内容について把握していないため、内容も含め確認する。

Q. クレーン解体作業の際にワイヤーが落下し作業員が負傷した件に関し、労働基準監督署が現場に入ることで、作業が中止や延期となることはあるのか。

A. 当該作業については事故後中止している状況である。

Q. いつ頃作業が再開されるのか。

A. 再開時期については未定である。

Q. 福島労働局や富岡労基署が現場調査のために管理区域内に入る際の手続き方法は、通常の作業員と同様にホールボディカウンターの受験や放射線管理手帳の取得等を行って入域しているのか。

A. 公務による查察と従事者との扱いは異なり、場合によっては一時立ち入りという形で入域している可能性もあるので確認する。

Q. 政府関係者が現地視察する際には、通常の手続きが省略されているのか。

A. その通り。

Q. 細野大臣の視察に同行するマスコミが管理区域内に入る際には、通常の作業員との手続きと異なるのか。

A. その通り。一時立ち入りの手続きで入域することになる。

Q. 視察の範囲は。

A. 現時点ではルート等については決まっていない。

Q. 全面マスクの着用を省略できる対象に「正門において入構時の手続き等を行う際の移動」とあるが、これは車内での手続きとなるのか。

A. 書類の不備等があった際に警備所に立ち入ることになるが、その際は全面マスクなしで移動してよい運用となっている。

Q. 以前、全面マスクの付け忘れがあった際に、チェック体制の強化が図られたと思うが、今回の運用変更によりチェック体制が甘くなることはないのか。

A. 全面マスク着用の出発点が従来と変わるだけであって、鏡による点検等のチェック体制は継続的に実施していく。

Q. 細野大臣の視察に伴うマスコミの同行取材について、今回は内閣官房が案内を出しているが、今後東電主催の現場公開は可能性としてあり得るのか。

A. 現時点では具体的な予定はないが、現場の状況や作業の段取り等を踏まえて判断したい。

Q. ニコニコ動画のアンケートにおいて、ふくいちライブカメラの増設についてアンケートを実施したところ、「増設すべき」との意見が83.2%あったが、今後ライブカメラを増設する可能性があるのか。

A. 現時点ではセキュリティ及び技術的な課題があり実施する予定はないが、ご意見として承る。

Q. ワイヤーの落下によりケガをされた作業員の様態に変化はあるのか。

A. 現時点では入院加療中と伺っている。

Q. ケガをされた作業員は複数箇所骨折をしているが、ワイヤーの下敷きになったという理解でよいか。

A. ワイヤーの下敷きになったのかどうかの詳細については現在調査を進めている段階である。

以 上